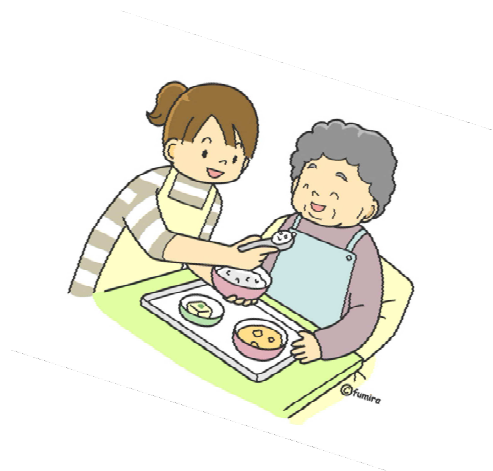


「福祉の夢」サポート奨学金 奨学生募集のご案内

置戸町では、置戸高校の在校生を対象に返還義務のない給付型奨学金「福祉の夢」サポート奨学金の支給を行っています。

この奨学金は、卒業後3年間置戸町内の企業等で業務に従事することを条件に奨学金を支給するものです。

たくさんの皆様の申込みをお待ちしています。



■対象者

- (1) 4月1日現在置戸高校に在学している生徒
- (2) 高校卒業後、置戸町内の企業等で3年以上業務に従事しようとする意志のある生徒

※アルバイトは不可で、企業等には役場も含みます。

■募集人数

○募集人数 奨学生は、新1年生3名程度とします。

■支給期間及び支給金額

- (1) 支給期間

高校在学中3年間。ただし、前年度の成績などにより給付を取り消す場合があります。

- (2) 支給金額

支給金額は次のとおりとし、返還の義務はありません。

- ① 月 額 30,000円（毎月20日に支給）
- ② 入学準備金 100,000円（初回支払い時に加算）
- ③ 就職準備金 100,000円（最終支払い時に加算）

■申込方法

- (1) 支給希望者は次の書類を置戸町長へ提出することとします。

- ① 「福祉の夢」サポート奨学金支給申込書（別記第1号様式）

※保証人2名が必要です（うち1名は親権者可）

- ② 添付書類

- 収入状況調書（別記第2号様式）
- 合格通知書又は在学証明書
- レポート（題「私の夢」）原稿用紙2枚程度

■募集の締め切り日

(1) 提出期限

申込書の提出期限は置戸高校合格発表の翌日から3月31日までとします。

(2) 提出先

置戸町教育委員会 学校教育課

住所 099-1100 常呂郡置戸町字置戸181番地

電話 0157(52)3316

■選考結果のお知らせ

選考の結果は、4月20日までに通知します。

■支給の取消等について

1、次の事項に該当した場合は支給の決定を取り消し、すでに支給した給付金の一部又は全部を返還していただきます。

①給付決定後、奨学金の給付を辞退したとき。

②学校を退学したとき。

③不正な手続きで給付を受けようとした（受けた）とき。

④前年度の成績などにより、選考委員会が給付を取り消す必要があると判断したとき。

■給付金の返還について

1、次の事項に該当した場合はすでに支給した給付金の一部又は全部を返還していただきます。

①高校卒業後、置戸町内の企業等で3年以上業務に従事しなかったとき。

②業務外の事由により死亡し又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

■返還免除等について

1、卒業後次の条件を満たす場合は返還を免除します。

置戸町内の企業等で業務に従事している期間中に、業務上の理由で死亡又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき。

■返還の猶予などについて

短期大学・大学及び大学院・専修学校等に進学した場合、その在学期間は猶予となります。

また、特別な事情のある場合は返還金の一部又は全部を猶予又は免除する場合があります。

■個人情報について

申請時に提出された個人にかかわる情報は、対象者選考の目的のみに使用し、他の用途で使用することは一切ありません。

■サポート奨学金に関するお問い合わせ先

置戸町教育委員会 学校教育課

住 所：〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸181番地

電 話：0157（52）3316

FAX：0157（52）3383

E-mail：gkyouiku@town.oketo.hokkaido.jp